

議案第 5 1 号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市大崎むつみの里条例 (平成 1 9 年さいたま市条例第 1 1 号) の一
部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び法第 7 7 条第 1 項第 1 号に規定する地域生活支援事業並びに<u>児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市大崎むつみの里 (以下「むつみの里」という。) をさいたま市緑区大字大崎 3 7 番地 1 に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>次に掲げる障害福祉サービスに関すること。</u></p> <p>ア 生活介護</p> <p>イ 自立訓練</p> <p>ウ 就労移行支援</p> <p>エ 就労継続支援</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>障害児通所支援のうち児童発達支援に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び法第 7 7 条第 1 項第 1 号に規定する地域生活支援事業を行う施設として、さいたま市大崎むつみの里 (以下「むつみの里」という。) をさいたま市緑区大字大崎 3 7 番地 1 に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第 2 条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>ア <u>生活介護に関すること。</u></p> <p>イ <u>自立訓練に関すること。</u></p> <p>ウ <u>就労移行支援に関すること。</u></p> <p>エ <u>就労継続支援に関すること。</u></p> <p>オ <u>児童デイサービスに関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、むつみの里の設置の目的を達成するために必要な事項に関する
こと。

(利用定員)

第3条 むつみの里の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 児童発達支援 50人

(利用者の資格)

第4条 障害福祉サービスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者

(2) 法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者

(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

3 障害児通所支援を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1) 児童福祉法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童

(2) 児童の保護者が当該児童について児童福祉法第21条の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童

(3) 児童福祉法第21条の6の規定による措置に係る児童

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。)は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第29条第1項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、むつみの里の設置の目的を達成するために必要な事項に関する
こと。

(利用定員)

第3条 障害福祉サービスの定員は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 児童デイサービス 50人

(利用者の資格)

第4条 障害福祉サービスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者

(2) [略]

(3) [略]

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定による措置に係る児童

2 [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て定める額を、むつみの里の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額

2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する児童の保護者 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第3項第2号に該当する児童の保護者 児童福祉法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

3 [略]

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

(1) 指導の結果、利用の目的を達成したと認められるとき。

(2) [略]

(3) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、むつみの里の管理上、特に必要があると認められるとき。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第2項並びに第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。））」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

2 [略]

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

(1) [略]

(2) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、むつみの里の管理上、特に必要があると認められるとき。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。））」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第2条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（利用者の資格）</p> <p>第5条 <u>けやき等</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 <u>法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>（利用の制限）</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p>	<p>（利用者の資格）</p> <p>第5条 <u>けやき等</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 <u>法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。）が市長の承認を得て定める額を、けやき等の利用に係る料金として、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>けやき等の利用に係る料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>（利用の制限）</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p>

(1) 指導の結果、利用の目的を達成したと認められるとき。

(2) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、けやき等の管理上、特に必要があると認められるとき。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(1) 利用者が感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(2) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、けやき等の管理上、特に必要があると認められるとき。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、第6条第1項に規定する利用に係る料金(第10条第1項において「利用料金」という。)を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 [略]

2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。)が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、第6条第1項に規定する利用に係る料金(第10条第1項において「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市梶の木条例の一部改正)

第3条 さいたま市梶の木条例(平成17年さいたま市条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>さいたま市榎の木</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 <u>さいたま市榎の木</u>を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 <u>法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第3号又は第4号に該当する者を除く。)</u>は、<u>当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市榎の木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>として、<u>指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。)</u>に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 <u>法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。)</u>が<u>市長の承認を得て定める額を、さいたま市榎の木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>として、<u>指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) <u>指導の結果、利用の目的を達成したと認められるとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、さいたま市榎の木の管理上、特に必要があると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>長期にわたる療養のため、医療機関に入院又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、さいたま市榎の木の管理上、特に必要があると認められるとき。</u></p>
<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第8条の規定を準用する。この場合において、第6条</p>

第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第1項中「指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第8条において同じ。）が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（さいたま市日進職業センター条例の一部改正）

第4条 さいたま市日進職業センター条例（平成13年さいたま市条例第162号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（利用者の資格）</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する<u>指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</u></p>	<p>（利用者の資格）</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する<u>訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）が市長の承認を得て定める額を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者に納</u></p>

<p>(1) <u>前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期にわたる療養のため、<u>医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「<u>利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期にわたる療養のため、<u>医療機関等に入院又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「<u>指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

(さいたま市かやの木条例の一部改正)

第5条 さいたま市かやの木条例（平成13年さいたま市条例第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用者の資格)	(利用者の資格)

第4条 かやの木を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者
- (2) 法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者
- (3) [略]
- (4) [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第3号又は第4号に該当する者を除く。)は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、かやの木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額

2 [略]

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

- (1)・(2) [略]
- (3) 長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。
- (4) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあっては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「

第4条 かやの木を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者
- (2) [略]
- (3) [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て定める額を、かやの木の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者に納付しなければならない。

2 [略]

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。

- (1)・(2) [略]
- (3) 長期にわたる療養のため、医療機関等に入院又は通院し、利用をすることが不可能になったとき。
- (4) [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあっては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管

市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第6条 さいたま市みずき園条例(平成13年さいたま市条例第164号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(前条第3号又は第4号に該当する者を除く。)</u>は、<u>当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、常時介護を要する障害者と市長が認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>法第29条第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額に同条第1項に規定する特定費用を合算した額を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があると認められるとき。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があるとき。</p>
---	---

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第7条 さいたま市さくら草学園条例(平成13年さいたま市条例第165号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターとして、さくら草学園(以下「学園」という。)をさいたま市浦和区領家1丁目5番16号に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、学園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 <u>学園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童</u></p> <p>(2) <u>児童の保護者が当該児童について法第21条</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>知的障害の児童(以下「児童」という。)を入園させ独立自活に必要な知識技能を与えるため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第2項の規定に基づき、さくら草学園(以下「学園」という。)をさいたま市浦和区領家1丁目5番16号に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>学園の業務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第43条の規定による知的障害児通園施設として、知的障害児のための指導及び訓練</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、心身障害児の指導及び訓練</u></p> <p>(入園の資格)</p> <p>第3条 <u>学園に入園できる児童は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第24条の3第6項に規定する施設受給者証に記載された児童</u></p> <p>(2) <u>法第27条第1項第3号の規定による措置に</u></p>

の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童
(3) 法第21条の6の規定による措置に係る児童

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(第3条第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 第3条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

2 [略]

(退園等)

第6条 市長は、通園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

- (1) 指導の結果、通園の目的を達成したと認められるとき。
- (2) [略]
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学園の管理上、特に必要があると認められるとき。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあっては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「

係る児童

(利用料金)

第5条 法第24条の2第1項に規定する障害児施設給付費の支給の対象となる指定施設支援を受けた保護者は、当該指定施設支援に要した費用から同条第2項若しくは第3項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て定める額を、学園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者に納付しなければならない。

2 [略]

(退園等)

第6条 市長は、通園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

- (1) 指導の結果、入園の目的を達成したと認められるとき。
- (2) [略]
- (3) 学園の管理上、特に必要があると認められるとき。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別の必要があると認められるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあっては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管

市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市杉の子園条例の一部改正)

第8条 さいたま市杉の子園条例(平成13年さいたま市条例第166号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害のある児童(以下「児童」という。)に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市杉の子園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番17号に設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>この条例は、心身に障害のある児童(以下「児童」という。)を、独立自活に必要な療育指導等を行い、基本的な生活習慣を身につけ、社会生活への適応力を深め、健全な心身の発達を確保するため、さいたま市杉の子園(以下「園」という。)をさいたま市中央区大戸2丁目7番17号に設置する。</u></p>
<p>(業務)</p> <p>第2条 <u>園は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>(1) 児童発達支援に関すること。</u><u>(2) 前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u>	<p>(業務)</p> <p>第2条 <u>園は、前条の目的を達成するため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスとして、児童デイサービスを行う。</u></p>
<p>(定員)</p> <p>第3条 <u>園の定員は、30人とする。</u></p>	<p>(通園人員)</p> <p>第3条 <u>園の通園人員は、30人とする。</u></p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>(1) 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童</u><u>(2) 児童の保護者が当該児童について法第21条の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童</u>	<p>(通園の資格)</p> <p>第4条 <u>園に通園することができる児童は、市内に住居を有する就学前の児童で次の各号のいずれかに該当する児童とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>(1) 法第22条第1項に規定する介護給付費の支給の決定に係る児童</u><u>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定による措置に係る児童</u>

(3) 法第21条の6の規定による措置に係る児童

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。

(1) 前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

2 [略]

(退園等)

第6条 市長は、通園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があると認められるとき。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て定める額を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者に納付しなければならない。

2 [略]

(退園等)

第6条 市長は、通園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 園の管理上、特に必要があると認められるとき。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。)が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第9条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例(平成14年さいたま市条例第93号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者</u></p> <p>(2) <u>法第30条第1項第1号に掲げる場合により同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが見込まれる者</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) <u>指導の結果、利用の目的を達成したと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>長期にわたる療養のため、医療機関に入院し、又は通院し、利用を続けることが不可能となったとき。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の教養の向上及び社会との交流の促進のための便宜を供与し、もって障害者の福祉の増進を図るため、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスとして、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 センターを利用できる者は、<u>市内に住居を有する障害者で次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の制限をすることができる。</p> <p>(1) <u>利用者が感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>管理上支障があるとき。</u></p>

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上、特に必要があると認められるとき。

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者(第4条第3号又は第4号に該当する者を除く。)は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。)に納付しなければならない。

(1) 第4条第1号に該当する者 法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 第4条第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額

2 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反するとき。

(利用料金)

第6条 法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が市長の承認を得て定める額を、障害福祉サービスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者に納付しなければならない。

2 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 [略]

2 前項の場合にあつては、第6条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「市長に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(さいたま市はるの園条例の一部改正)

第10条 さいたま市はるの園条例(平成22年さいたま市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害のある児童(以下「児童」という。)</u> <u>に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</u>第6条の2第1項に規定する<u>障害児通所支援</u>を行う施設として、さいたま市はるの園(以下「園」という。)をさいたま市見沼区春野2丁目3番5号に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u>第5条第1項に規定する<u>障害福祉サービス</u>を行う施設として、さいたま市はるの園(以下「園」という。)をさいたま市見沼区春野2丁目3番5号に設置する。</p>
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童デイサービス</u>に関すること。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>(定員)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第3条 [略]</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童</u></p> <p>(2) <u>児童の保護者が当該児童について法第21条の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童</u></p> <p>(3) <u>法第21条の6の規定による措置に係る児童</u></p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、小学校に就学する前の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条第1項に規定する介護給付費の支給の決定に係る者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定による措置に係る者</u></p>
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第3号に該当する児童の保護者を除く。)</u>は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 <u>法第29条第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額に同条第1項に規定する特定費用を合算した額を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>(退園等)</p> <p>第6条 市長は、<u>通園児童</u>が次の各号のいずれかに</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>利用者</u>が次の各号のいずれかに該</p>

該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

(1) 指導の結果、通園の目的を達成したと認められるとき。

(2) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があると認められるとき。

(指定管理者による管理)

第8条 [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

当すると認めるときは、利用の制限をすることができる。

(1) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があるとき。

(指定管理者による管理)

第8条 [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 第6条の規定により、利用の制限をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市大崎むつみの里条例第5条第1項及び第2項(これらの規定を同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後のさいたま市障害者福祉施設春光園条例第6条第1項(同条例第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市槻の木条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後のさいたま市槻の木条例第6条第1項(同条例第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市日進職業センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後のさいたま市日進職業センター条例第5条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市かやの木条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後のさいたま市かやの木条例第5条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市みずき園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後のさいたま市みずき園条例第5条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後のさいたま市さくら草学園条例第5条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市杉の子園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後のさいたま市杉の子園条例第5条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後のさいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第6条第1項(同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金

については、なお従前の例による。

（さいたま市はるの園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 1 1 第10条の規定による改正後のさいたま市はるの園条例第5条第1項（同条例第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。